

児童心理治療施設の概要

1. 目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の2） ※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更

- ＜対象児の具体例＞
 - ・場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
- ＜保護者を含めたケア＞
 - ・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

2. 実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

3. 設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く。）

4. 職員配置について

施設長、医師（精神科又は小児科）、心理療法担当職員（児童10:1）、児童指導員・保育士（児童4.5:1）、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士、調理員（調理業務を全部委託する場合配置なしも可）

＜措置費による主な加配＞

心理療法担当職員の配置改善（児童10:1→7:1）、児童指導員・保育士の配置改善（児童4.5:1→3:1）、事務員、小規模グループケア加算（児童指導員又は保育士1人、管理宿直等職員（非常勤）1人）、家庭支援専門相談員（定員30人以上の場合）等

5. 施設数、定員、入所者数

※福祉行政報告例（令和2年3月末現在）

施設数	定員	入所者数
51か所	1,992人	1,370人